



168

D207

令和5年 7 月 7 日

三重県知事 殿

医療法人の住所 三重県鈴鹿市南江島町12番22号

医療法人の名称 医療法人 鈴鳴会

理事長 鳴 神 茂 幹

電 話 059(386)0202

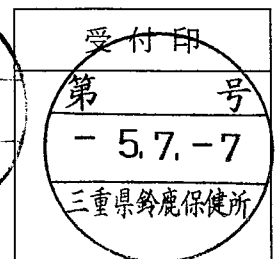


決 算 届

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算を終了したので、医療法
第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1. 事業報告書
- 2. 財産目録
- 3. 貸借対照表
- 4. 損益計算書
- 5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 鈴鳴会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市南江島町12番22号
- (3) 設立認可年月日 平成7年2月28日
- (4) 設立登記年月日 平成7年3月6日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	鳴神歯科診療所	三重県鈴鹿市南江島町12番22号	

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年5月17日 令和3年度決算の決定

令和5年3月28日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人 鈴鳴会 鳴神歯科

※医療法人整理番号

所在地 三重県 鈴鹿市 南江島町12番22号

財 産 目 録
(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	127,328 千円
2. 負 債 額	54,099 千円
3. 純 資 産 額	73,229 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	75,095
B 固 定 資 産	52,233
C 資 産 合 計 (A+B)	127,328
D 負 債 合 計	54,099
E 純 資 産 (C-D)	73,229

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 鈴鳴会 鳴神歯科

※医療法人整理番号 0207

所在地 三重県 鈴鹿市 南江島町12番22号

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	75,095	I 流動負債	3,020
II 固定資産	52,233	II 固定負債	51,079
1 有形固定資産	16,056	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	295	負債合計	54,099
3 その他の資産	35,882	純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	20,000
		II 積立金	53,229
		純資産合計	73,229
資産合計	127,328	負債・純資産合計	127,328

法人名 医療法人 鈴鳴会 鳴神歯科

※医療法人整理番号 0207

所在地 三重県 鈴鹿市 南江島町12番22号

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	85,576
2 事業費用	90,426
本来業務事業損失	△ 4,850
事業損失	△ 4,850
II 事業外収益	6,973
III 事業外費用	170
経常利益	1,953
IV 特別利益	15
V 特別損失	134
税引前当期純利益	1,834
法人税等	518
当期純利益	1,316

0207

監事監査報告書

医療法人 鈴鳴会
理事長 鳴 神 茂 幹 殿

私は、医療法人鈴鳴会の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月16日

医療法人 鈴鳴会

監事 鳴 神 絃 子

